

三田市農業委員会事務局 宛

※太枠内を記載願います。

TEL：079-559-5178

FAX：079-556-8153

MAIL：nogyo\_u@city.sanda.lg.jp

三田市農地区分照会書兼回答書（記入例）

令和 7年 3月24日

次の土地について、農地区分を照会します。

法人名・部署	〇〇株式会社・〇〇部
氏名	〇〇 〇〇
電話番号	090-****-****
回答連絡先（メールアドレスまたはFAX番号）	****@****

土地の所在（町名から地番まで記載してください。）

対象農地	登記地目	現況地目	面積(m <sup>2</sup> )	転用目的	農業委員会事務局記入欄
					農地区分見込み
三田市三輪字小野〇〇番	田	田	1500	太陽光発電設備	
三田市					
三田市					
三田市					
三田市					

【お問い合わせいただく際の注意点】

- 1、事前に地目が農地であること、農振農用地（青地）に該当しないこと（担当：農村整備課）を確認してください。※農村整備課TEL：079-559-5090・FAX：079-556-8153・MAIL：nouson@city.sanda.lg.jp
- 2、照会地の誤認を防ぐため、位置図を添付してください。
- 3、**農地所有者からの委任状提出もしくは農地所有者同伴での照会依頼でない場合、農地区分見込みを回答することはできません。**
- 4、過去の履歴や照会地周辺環境等の調査をするため、回答におおむね2週間～1か月程度要します。
- 5、筆数等に関らず公平性を保つため、お問い合わせいただいた順に回答しております。
- 6、区分の照会は1回につき5筆を上限とします。  
複数回照会する場合は、回答を受けてから次の照会をしてください。
- 7、**農地区分見込みを回答するもので、農地転用可否を判断するものではありません。**  
また周辺の状況の変化などに伴い、農地区分が変更されることもあります。  
転用許可は農地区分のみではなく、事業計画やそれに対する資力、周辺営農環境等への影響の可否、他法令の許可見込みなども含めて判断されるものであり、県知事が許可権者となっています。  
農地区分についても確定的な回答は出来ませんので、ご了承のうえ、参考にして頂きますと幸いです。

事務局使用欄：（窓口申請・メール・FAX）